

平成27年度版／平成26年度決算

# 少額短期保険 ハウスガードの現状

# 2015



少額短期保険

ハウスガード株式会社

HOUSE GUARD SSI



# 目 次

## I.概況および組織に関する事項

1.会社概要	2
2.会社の沿革	2
3.経営の組織	2
4.株式の状況	3
5.役員の状況	3

## II.主要な業務の内容

1.取扱商品	4
2.保険募集の体制	4
3.再保険の状況	5

## III.主要な業務に関する事項

1.直近の事業年度における業務の概要	6
2.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標	6
3.直近の2事業年度における業務の状況	7

## IV.運営に関する事項

1.リスク管理の体制	10
2.法令遵守の体制	12
3.反社会的勢力対応	13
4.指定紛争解決機関	13
5.個人情報の取扱い	14

## V.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

1.計算書類等	17
2.保険金等支払い能力の充実の状況を示す比率	23
3.取得価額または契約価額、時価および評価損益	23
4.計算書類の会計監査人の監査	23

本誌は「保険業法第272条の17において準用する保険業法第111条及び同施行規則第211条の37」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務及び財産の状況に関する説明書)であります。



HOUSE GUARD SSI

# I.概況および組織に関する事項

## 1. 会社概要

(平成27年3月31日現在)

商号	少額短期保険ハウスガード株式会社
設立	平成26年4月1日
資本金	2.5億円
資本準備金	2.5億円
本社所在地	東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー
従業員数	9名

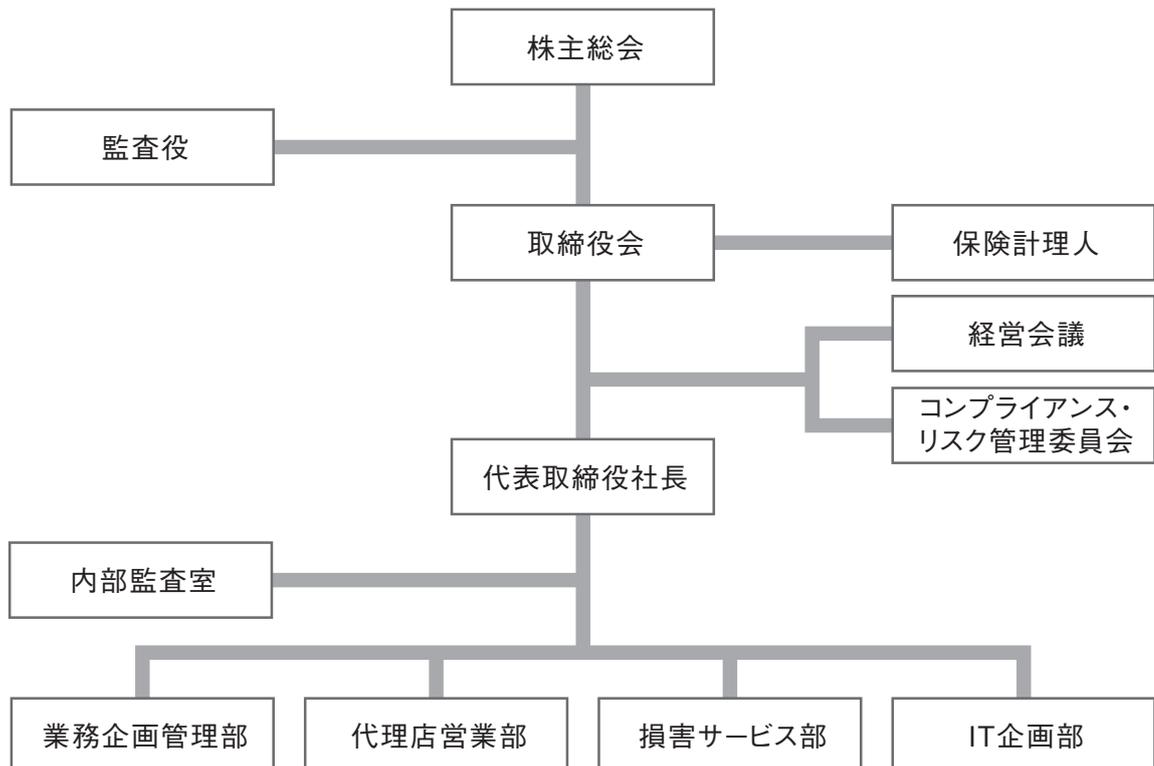


品川イーストワンタワー

## 2. 会社の沿革

- 平成26年 4月 少額短期準備ハウスガード株式会社設立
- 平成26年 9月 少額短期保険業者として、関東財務局登録完了  
「関東財務局長(少額短期保険)第66号」
- 平成26年 9月 少額短期保険ハウスガード株式会社に商号変更
- 平成26年 12月 賃貸住宅入居者向け総合保険(リバップガード)販売開始

## 3. 経営の組織





#### 4. 株式の状況

(平成27年3月31日現在)

##### (1) 株式数

発行可能株式総数 200,000株

発行済株式の総数 50,000株

##### (2) 株主数

1名

株主名：大東建物管理株式会社 所有株式数：50,000株 持株比率：100%

#### 5. 役員状況

(平成27年3月31日現在)

役名	氏名	主な兼務先
代表取締役社長	加科 真	
取締役	門内 仁志	大東建託株式会社 代表取締役副社長執行役員
取締役	竹内 啓	大東建託株式会社 取締役執行役員
取締役	佐藤 功次	大東建物管理株式会社 取締役
監査役	根田 衛雄	大東建託株式会社 公認会計士



## II. 主要な業務の内容

### 1. 取扱商品

当社は、少額短期保険業者として、次の商品を取り扱っています。

「賃貸住宅入居者向け総合保険(リバップガード)」

<商品の概要>

- ・賃貸住宅にお住まいの方専用の総合保険です。
- ・賃貸住宅にお住まいの方に必要な「家財の補償」、「費用の補償」、「賠償責任の補償」をセットし、保険料のお支払いは、コンビニ払、クレジットカード払、口座振替払の中から契約者のご希望に応じた方法をお選びいただけます(申込時に現金のご用意は不要です)。
- ・カギや水まわりのトラブルは24時間・365日のレスキューサービスも無料(30分以内の応急修理に要する作業料・出張料)でご利用いただくことができます。

### 2. 保険募集の体制

#### (1) 保険募集の方法

当社は、当社と代理店委託契約を締結した全国の不動産会社代理店を通じて、賃貸住宅の入居者様に「賃貸住宅入居者向け総合保険(リバップガード)」を販売しております。

#### (2) 代理店登録および届出

代理店が保険募集を行うためには、保険業法第276条に基づき、内閣総理大臣の登録を受けることが必要です。また、保険取扱者が、少額短期保険の募集をするためには、「少額短期保険募集人試験」に合格し、内閣総理大臣へ届出をしなければなりません。

当社は上記の手続きを完了した代理店を通じて、保険を販売しております。

#### (3) 代理店の教育・管理・指導

当社では保険募集人が適切な保険募集を行えるように、コンプライアンス・保険商品・事務処理・お客様対応等に関するマニュアルを作成し、代理店に対し、事前教育を実施しております。また、代理店点検等代理店の募集状況のモニタリングを通じ、代理店の管理・指導を行い、適正な保険募集態勢の維持・管理に努めています。

#### (4) 勧誘方針

当社では次のとおり勧誘方針を定めています。

##### 勧誘方針

「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、当社の金融商品の勧誘方針を、次のとおり定めます。

1. 保険法、保険業法、金融商品の販売等に関する法律、金融商品取引法、消費者契約法、個人情報保護に関する法律およびその他各種法令等を遵守し、適正な商品販売に努めます。



2. お客様に商品内容を十分ご理解いただけるよう、知識の修得、研さんに励むとともに、説明方法等について工夫し、わかりやすい説明に努めます。
3. お客様の商品に関する知識、経験、財産の状況および購入の目的等を総合的に勘案し、お客様に適切な商品をご選択いただけるよう、お客様のご意向と実情に沿った説明に努めます。
4. 商品の販売にあたっては、お客様の立場に立って、時間帯、場所、方法等について十分配慮します。
5. お客様に関する情報については、適正に取り扱うとともに厳正に管理します。
6. お客様のご意見、ご要望等を商品の開発・販売方法に活かします。
7. 万一保険事故が発生した場合には、ご契約の商品内容に従い、迅速、的確に保険金をお支払いするよう努めます。
8. 保険金を不正に取得されることを防止する観点から、適正に保険金額を定める等、適切な商品の販売に努めます。

### 3. 再保険の状況

当社では、経営の安定、健全性の確保のため、引き受けた保険責任の一部を他の保険会社と契約を結び移転しています。



### Ⅲ.主要な業務に関する事項

#### 1.直近の事業年度における業務の概要

当会計年度の国内経済は、政府の経済対策や日銀の異次元金融緩和策により、日経平均株価は良好に推移し、長年続いたデフレからの脱却に向け大企業を中心に緩やかに景気は回復しつつあります。

このような環境の下、当社は賃貸借契約における保険契約の失効や無保険者をなくす事を使命に平成26年4月1日に準備会社、少額短期準備ハウスガード株式会社が設立され、同年9月18日に関東財務局長(少額短期保険)66号として登録が完了し、同年同日付けで少額短期保険ハウスガード株式会社に社名変更をしました、そして販売網・販売体制を整え同年12月より営業を開始いたしました。以上により、当事業年度の経常収支は18,803千円、経常費用108,379千円、経常損失は89,575千円また、当社の保険を取り扱う登録代理店数は311店となりました。

#### 2.直近の3事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:千円,%,人)

項目	平成24年度	平成25年度	平成26年度
正味収入保険料	—	—	3,709
経常収益	—	—	18,803
保険引受利益	—	—	
経常利益	—	—	△ 89,575
当期純利益	—	—	△ 89,865
正味損害率	—	—	0
正味事業費率	—	—	2,468.5
資本金	—	—	250,000
純資産額	—	—	410,134
保険業法上の純資産額	—	—	410,221
総資産額	—	—	458,692
責任準備金残高	—	—	1,882
有価証券残高	—	—	0
保険金等の支払い能力の充実を示す比率 (ソルベンシー・マージン比率)	—	—	15,908.3
配当性向	—	—	0
従業員数	—	—	9



### 3. 直近の2事業年度における業務の状況

#### (1) 主要な業務の状況を示す指標等

##### ① 正味収入保険料 (単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
火災	—	3,709
その他	—	—
合計	—	3,709

(注) 正味収入保険料とは、元受正味保険料から出再契約の支払再保険料を控除した金額です。

##### ② 元受正味保険料 (単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
火災	—	12,361
その他	—	—
合計	—	12,361

(注) 元受正味保険料とは、元受保険料から元受解約返戻金およびその他返戻金を控除した金額です。

##### ③ 支払再保険料 (単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
火災	—	8,652
その他	—	—
合計	—	8,652

(注) 支払再保険料とは、再保険料から再保険返戻金およびその他再保険収入を控除した金額です。

##### ④ 保険引受利益 (単位:千円)

項目	平成25年度	平成26年度
火災	—	△ 80,310
その他	—	—
合計	—	△ 80,310

(注) 保険引受利益とは、経常利益から保険引受以外に係る支出を控除した金額です。

##### ⑤ 正味支払保険金

当該事項はありません。

##### ⑥ 元受正味保険金

当該事項はありません。

##### ⑦ 回収再保険金

当該事項はありません。

**(2) 保険契約に関する指標等**

## ① 契約者配当金

当該事項はありません。

## ② 正味損害率及び正味事業費率並びに合算率

項目	平成25年度			平成26年度		
	正味損害率	正味事業費率	正味合算率	正味損害率	正味事業費率	正味合算率
火災	—	—	—	0	2,468.5	2,468.5
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	0	2,468.5	2,468.5

(注1) 正味損害率＝正味支払保険金÷正味収入保険料

(注2) 正味事業費率＝正味事業費(事業費－再保険手数料)÷正味収入保険料

(注3) 正味合算率＝正味損害率＋正味事業費率

## ③ 出再控除前の発生損害率

項目	平成25年度			平成26年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	—	—	—	0	791.1	791.1
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	0	791.1	791.1

## ④ 出再を行った再保険会社の数と出再保険料の上位5社の割合

	平成25年度	平成26年度
出再先保険会社の数	—	2社
出再保険会社のうち上位5社の割合	—	100%

## ⑤ 支払再保険料の格付けごとの割合

格付区分	平成25年度	平成26年度
A+	—	100%
A-	—	—
BBB	—	—
その他	—	—
合計	—	100%

(注) 格付けはスタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)の格付けを使用しております。

## ⑥ 未収再保険料の額

当該事項はありません。



**(3) 経理に関する指標等**

① 支払備金

当該事項はありません。

② 責任準備金の残高の内訳

(単位:千円)

	平成25年度			平成26年度		
	普通責任準備金	異常危険準備金	構成比	普通責任準備金	異常危険準備金	構成比
火災	—	—	—	1,795	87	100%
その他	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	1,795	87	100%

(注) 構成比は普通責任準備金と異常危険準備金の合算値の比率を表示しています。

③ 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の変動

(単位:千円)

損害率上昇のシナリオ	発生率が1%上昇すると仮定します	
計算方法	正味既経過保険料×1%	
経常損失の増加	平成25年度	平成26年度
	—	0

**(4) 資産運用に関する指標等**

① 利益準備金及び任意積立金の区分ごとの残高

当該事項はありません。

② 資金運用の概況

(単位:千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
現金	—	—	337,312	73.5%
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
運用資産計	—	—	337,312	73.5%
総資産	—	—	458,692	100%

③ 利息配当金収入の額及び運用利回り

(単位:千円)

	平成25年度		平成26年度	
	金額	利回り	金額	利回り
現金	—	—	154	0.03
金銭信託	—	—	—	—
有価証券	—	—	—	—
小計	—	—	154	0.03
その他	—	—	—	—
合計	—	—	154	0.03

④ 保有有価証券の種類別の残高および合計に対する構成比

当該事項はありません。

⑤ 保有有価証券利回り

当該事項はありません。

⑥ 有価証券の種類別の残存期間別残高

当該事項はありません。



## IV.運営に関する事項

### 1. リスク管理の体制

#### (1) リスク管理方針

当社では次のとおりリスク管理方針を定めています。

##### リスク管理方針

当社は、業務上のリスクについて、状況を正しくとらえ、各部署で担当業務に関連するリスクを管理する一方、リスクにかかわるモニタリング・重要事項の協議・調整等を行う、コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、組織横断的にリスクの総合的管理を実施します。また、当社はこれらのリスクが顕在化しお客様や代理店に重大な影響を及ぼし、当社業務に著しい支障が生じるような事態が発生した場合には、全社を挙げて迅速かつ適切な措置を講じ、重要な事項については取締役会に報告するとともに、一刻も早く正常な業務へ復旧することができるように危機管理体制を構築します。

##### 1. 保険引受リスク

保険引受リスクとは、経済情勢や保険事故の発生率等が、保険料設定時の予測に反して変動することにより保険会社が損失を被るリスクをいいます。

当社では、将来にわたって安定的で健全な保険引受・保険金支払を行うために、適切な再保険者との再保険取引によりリスクの分散を図ります。

また、責任準備金・支払備金の積立を適正に行うことで経営の安定化を図ります。

これらをコンプライアンス・リスク管理委員会で検証し取締役会に適宜報告します。

##### 2. 事務リスク

事務リスクとは、役職員および少額短期保険募集人が正確な事務を怠る、あるいは、事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。

当社では、あらゆる業務において事務処理上のミスや事故・不正等が発生する可能性があることを認識し、これらの発生を防ぐ態勢を整えます。

また、事務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に事務を遂行できる態勢を整えます。

##### 3. システムリスク

システムリスクとは、システムのダウンまたは誤作動等の不備、不正使用により損失を被るリスクをいいます。

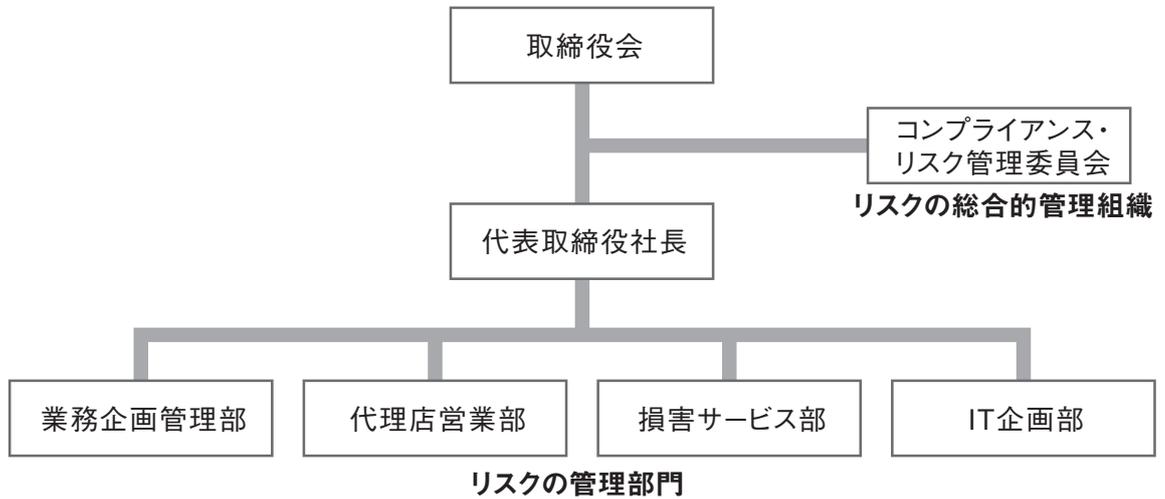
当社は、機密性（アクセスを許されていない者から守ること）、完全性（正しい状態で保持すること）、可用性（いつでも利用できよう保持すること）を確保する態勢を整えます。

また当社の業務を外部委託する場合においても、社内と同様、適切に業務を遂行できる態勢を整えます。



## (2) リスク管理体制

当社は各部がリスク管理部門として担当業務に関連するリスクを管理し、代表取締役が委員長となり、業務企画管理部が運営するコンプライアンス・リスク管理委員会が組織横断的にリスクの総合的な管理を実施します。その体制図は次のとおりです。





## 2. 法令遵守の体制

### (1) コンプライアンス方針

当社は、コンプライアンス(法令遵守)を会社経営上の最重要課題のひとつと位置付け、次のとおりコンプライアンス方針を定めています。

#### コンプライアンス方針

当社は、コンプライアンスを会社経営上の最重要課題のひとつと位置付け、当社のすべての役職員が、企業の社会的責任を常に認識し、コンプライアンスを実践する態勢を構築するため、本方針を定めます。

#### 1. 基本的な考え方

- (1) 当社は、事業活動のあらゆる場面でコンプライアンスを徹底し、企業倫理を確立します。
- (2) コンプライアンスとは、「当社の事業活動に関連するすべての法令、主務官庁が定める監督指針・ガイドライン等および会社が定める社内規定(以下これを「法令等」という。)を遵守し、社会の期待と要請に応えるため誠実かつ公平・公正な活動を実践すること」とします。

#### 2. コンプライアンス態勢の整備

- (1) コンプライアンスに関する重要事項が、経営陣に適切に報告される体制を整備します。
- (2) コンプライアンスに関する事項を一元的に管理し、コンプライアンスを推進する部門を定め、必要な権限を付与するとともに、コンプライアンス実施状況のモニタリングと重要事項の協議・調整を行うコンプライアンス・リスク管理委員会を設置します。
- (3) 当社の役職員がコンプライアンス上問題となる行為を発見した場合の報告・相談体制を整備します。

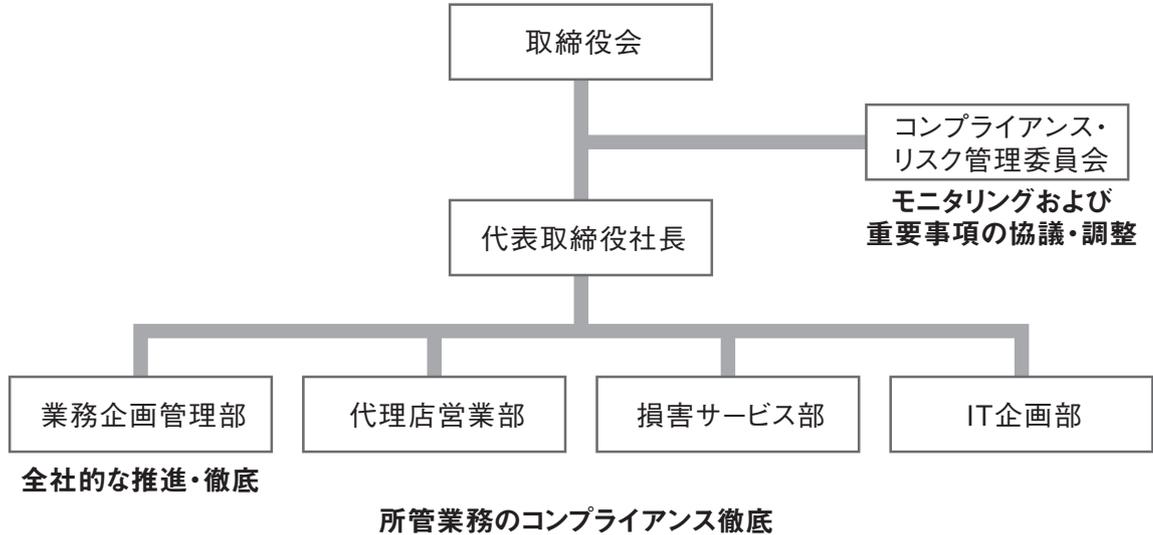
#### 3. コンプライアンス推進活動の実施

- (1) コンプライアンス実践の具体的手引書としてコンプライアンス・マニュアルを策定し、周知徹底します。
- (2) コンプライアンス・プログラムを具体的な実践計画として策定し、実施します。
- (3) コンプライアンスを徹底するための研修や点検を行います。
- (4) コンプライアンス上問題となる行為については、速やかに是正するとともに、原因分析し再発を防止します。



## (2) コンプライアンス体制

当社では各部が所管業務におけるコンプライアンスの徹底等を行い、業務企画管理部が全社的なコンプライアンスの推進および徹底を行い、代表取締役が委員長となり、業務企画管理部が運営するコンプライアンス・リスク管理委員会がコンプライアンス態勢のモニタリングおよびコンプライアンスに係る重要事項の協議・調整等を行います。



## 3. 反社会的勢力対応

当社は次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定めています。

### 反社会的勢力に対する方針

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力を社会から排除していくことが社会的な課題であることを深く認識し、企業の社会的責任(CSR)・コンプライアンスの観点から、反社会的勢力を排除するための基本方針を以下のとおり定めます。

1. 社会の秩序や安全に脅威を与える暴力団などの反社会的勢力とは、取引関係を含め一切の関係を遮断します。
2. 反社会的勢力による不当要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・弁護士等外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
3. 反社会的勢力による不当要求がなされた場合には、役職員の安全を最優先に確保するとともに、組織として対応し、いかなる形態であっても反社会的勢力に対する資金提供や事実を隠蔽するための取引は行わず、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

## 4. 指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

<p>少額短期ほけん相談室(指定紛争解決機関)</p> <p> 0120-82-1144  03-3297-0755</p>	<p>【受付時間】</p> <p>月～金 9:00～12:00 13:00～17:00 (祝日・年末年始休業期間を除く)</p>
--	--



## 5. 個人情報の取扱い

当社は、事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客様の権利利益の保護を目的として、次のとおり個人情報の取り扱いに関する方針を定めています。

### 個人情報の取り扱いに関する方針(プライバシーポリシー)

当社は、事業活動を展開する中で、個人情報を大切に保護することが社会的使命と認識し、お客様の権利利益の保護を目的として、次に個人情報の取り扱いに関する方針を定めて公表し、個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)その他の関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他のガイドラインを遵守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について適切な措置を講じます。

当社は、従業員の教育・指導を徹底し、個人情報の取り扱いが適正に行われるように取り組んでまいります。

#### 1. 個人情報の取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により、個人情報を取得します。当社では、おもに申込書、契約書、保険金請求書、取引書類、アンケートなどにより個人情報を取得します。また、各種お問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するため、通話の録音などにより個人情報を取得することがあります。

#### 2. 個人情報の利用目的

- (1) 保険契約の審査、引受、履行(保険事故の調査、適正な保険金の支払等を含みます。)、管理、当社の他の商品・サービスの案内、提供、提携先・委託先等の商品・サービスの案内、提供  
<当社が案内、提供する商品・サービス>
  - ① 少額短期保険
  - ② 各種イベント・キャンペーン・セミナーの案内、各種情報の提供
  - ③ その他上記商品・サービスに付帯関連するサービス
- (2) 当社が有する債権の回収
- (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (4) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による保険・金融にかかる商品・サービスの開発・研究
- (5) 他の事業者から個人情報(データ)の処理の全部または一部について委託された場合等における、委託された当該業務の適切な遂行
- (6) その他、お客様とのお取引等の適切かつ円滑な履行利用目的の達成のために必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

#### 3. 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 当社の業務遂行上必要な範囲内で、少額短期保険代理店を含む業務委託先に提供する場合
- (3) 個人情報保護法第23条第2項に基づく手続(いわゆるオプト・アウト)を行って第三者に提供する場合
- (4) グループ各社、少額短期保険業者等との間で共同利用を行う場合(下記5.をご覧ください)  
※グループ各社については、下記5.(1)をご覧ください。



#### 4. 個人データの取り扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱いを外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取り扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。当社では、例えば次のような場合に、個人データの取り扱いを委託しています。

- (1) 保険契約の募集、損害調査に関わる業務
- (2) 保険業務の事務処理、印刷・発送処理に関わる業務
- (3) システムの開発・保守・運用に関わる業務

#### 5. 個人データの共同利用

- (1) グループ会社との共同利用 当社およびグループ会社は、その取り扱う商品・サービスを案内または提供するために、各社間で次の条件のもと、個人データを共同利用することがあります。

##### ① 個人データの項目

氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、保険申込書等に記載された契約内容、保険契約の維持・管理に関する内容、保険事故に関する内容、入居申込書に記載された内容および建物賃貸借契約に関する情報など、お客様とのお取引に関する情報

##### ② 共同利用者の範囲

当社とグループ会社とし、グループ会社の範囲は次のとおりです。

- |                  |  |
|------------------|--|
| ・大東建託株式会社        | ・大東コーポレートサービス株式会社                              |
| ・大東建物管理株式会社      | ・大東ファーム株式会社                                    |
| ・大東ファイナンス株式会社    | ・大東ビジネスセンター株式会社                                |
| ・ハウコム株式会社        | ・大東みらい信託株式会社                                   |
| ・ジューシー出版株式会社     | ・大東エナジー株式会社                                    |
| ・株式会社ジューシー情報センター | ・DAITO ASIA DEVELOPMENT PTE. LTD.              |
| ・大東スチール株式会社      | ・DAITO ASIA INVESTMENT PTL. LTD.               |
| ・ハウスリーブ株式会社      | ・DAITO ASIA DEVELOPMENT<br>(MALAYSIA) SDN.BHD. |
| ・ケアパートナー株式会社     | ・D.T.C REINSURANCE LIMITED                     |
| ・株式会社ガスパル        | ・一般社団法人賃貸経営ネットワーク                              |
| ・大東建設株式会社        |  |

##### ③ 管理責任者

当該個人データを原取得した各会社とします。

#### (2) 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払い、または保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページURL <http://shougakutanki.jp/> をご参照ください



## 6. センシティブ情報の取り扱い

お客様の本籍地・健康状態などのセンシティブ情報につきましては、「保険業法施行規則第211条の33で準用する第53条の10」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第6条」により、お客様の同意に基づき業務遂行上必要な範囲で利用するなど業務の適切な運営の確保その他必要と認められる場合に利用目的が限定されています。当社は、これらの利用目的以外には、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供しません。

## 7. 開示、訂正等のご請求

### (1) ご契約内容・事故に関するご照会

ご契約内容・事故に関するご照会については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。ご照会者をご本人であることを確認させていただいた上で、お答えします。また、お預かりした情報が不正確である場合には、正確なものに変更させていただきます。

### (2) 個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等

個人情報保護法に基づく保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等に関するご請求については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

当社は、ご請求者をご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいた上で手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。また、開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただきます。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確である場合は、その結果に基づいて正確なものに変更させていただきます。

## 8. 個人データの安全管理措置の概要

当社は、取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止、その他個人データの安全管理のため、取扱規程等の整備および安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。安全管理措置に関する質問については、下記のお問い合わせ窓口までご連絡ください。

## 9. お問い合わせ窓口

少額短期保険ハウスガード株式会社 カスタマーセンター

 **0120-365-289**  無料 受付時間／9:00～17:00(年末年始を除く)



## V.直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

### 1. 計算書類等

#### (1) 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	平成25年度末	平成26年度末
	(平成26年3月31日末現在)	(平成27年3月31日末現在)
(資産の部)		
現金及び預貯金	-	337,312
預貯金	-	337,312
有形固定資産	-	3,717
建物	-	2,800
工具器具備品	-	917
無形固定資産	-	88,736
ソフトウェア	-	88,736
その他資産	-	9,244
未収金	-	2,976
未収保険料	-	5,172
前払費用	-	1,096
繰延資産	-	9,681
創立費	-	9,681
供託金	-	10,000
資産の部合計	-	458,692

(単位:千円)

科 目	平成25年度末	平成26年度末
	(平成26年3月31日末現在)	(平成27年3月31日末現在)
(負債の部)		
保険契約準備金	-	1,882
責任準備金	-	1,882
代理店借	-	5,207
再保険	-	2,383
その他負債	-	39,084
未払法人税等	-	282
未払費用	-	37,325
仮受金	-	1,476
負債の部合計	-	48,556
(純資産の部)		
資本金	-	250,000
資本剰余金	-	250,000
資本準備金	-	250,000
利益剰余金	-	△ 89,865
繰越利益剰余金	-	△ 89,865
株主資本合計	-	410,134
純資産の部合計	-	410,134
負債及び純資産の部合計	-	458,692



- (注) 1.有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。  
 2.無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年以内)にもとづく定額法によっております。  
 3.有形固定資産の減価償却累計額は1,091千円であります。  
 4.消費税等の会計処理は税込方式によっております。  
 5.金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については預貯金又は、国債に限定しております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については下記のとおりであります。

(単位:千円)

	貸借対照表	時価	差額
(1)現金及び預貯金	337,312	337,312	—
(2)未収入金	2,976	2,976	—
(3)未収保険料	5,172	5,172	—
(4)供託金	10,000	10,000	—
(5)代理店借	5,207	5,207	—
(6)再保険借	2,383	2,383	—

(注)金融商品の時価の算定方法

当社が保有する金融商品のうち重要性があるものは上記表のとおりであります。これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっております。

6.当期末における責任準備金の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金(出再責任準備金控除前)	5,982千円
同上にかかる出再責任準備金	4,187千円
差引(イ)	1,795千円
異常危険準備金(ロ)	87千円
計(イ+ロ)	1,882千円

7.1株あたりの純資産額は8,202円68銭であります。

8.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



(2) 損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度		平成26年度	
	平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで		平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで	
経常収益		—		18,803
保険料等収入		—		18,649
保険料		—		12,395
再保険収入		—		6,254
再保険手数料		—		6,229
再保険返戻金		—		24
資産運用収益		—		154
利息及び配当金等収入		—		154
経常費用		—		108,379
保険金等支払金		—		8,711
解約返戻金等		—		34
再保険料		—		8,676
責任準備金等繰入額		—		1,882
責任準備金繰入額		—		1,882
事業費		—		97,785
営業費及び一般管理費		—		88,519
税金		—		1,912
減価償却費		—		7,353
経常利益(△経常損失)		—		△ 89,575
税引前当期純利益(△税引前当期純損失)		—		△ 89,575
法人税及び住民税		—		290
法人税等合計		—		290
当期純損失(△当期純損失)		—		△ 89,865

(注)1.関係会社との取引による費用総額は40,163千円であります。

2.(1)正味収入保険料は3,709千円であります。

(2)正味支払保険金は発生しておりません。

(3)責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

普通責任準備金繰入額	1,795千円
異常危険準備金繰入額	87千円
計	1,882千円

(4)利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

(a)預貯金 154千円

3.1株あたりの当期純損失は1,797円31銭であります。



## 4.関係当事者との取引

## (1)親会社

(単位:千円)

属性	会社等の名称	決議権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	大東建物管理株式会社	直接 100%	経営管理	出向負担金	23,743	未払金	5,020
親会社	大東建託株式会社	間接 100%	業務委託	事務所家賃等	11,780	未払金	920
				業務委託料	1,545	未払金	1,545

## (2)兄弟会社等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	決議権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の子会社	大東コーポレートサービス株式会社	—	業務委託	帳票印刷等	2,140	未払金	2,016
				業務委託料	955	未払金	—

※出向負担金は大東建物管理株式会社との確認書に基づき金額交渉のうえ決定しております。

事務所家賃は、市場相場を勘案し、交渉のうえ決定しております。

業務委託料・帳票印刷等の取引条件は市場実勢を勘案し、交渉のうえ決定しております。

## 5.金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度 平成25年4月 1日から 平成26年3月31日まで	平成26年度 平成26年4月 1日から 平成27年3月31日まで
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益(△は損失)	—	△ 89,575
減価償却費	—	7,353
責任準備金の増加額(△は減少)	—	1,882
利息及び配当金収入	—	△ 154
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)	—	△ 102,529
代理店借の増加額(△は減少)	—	5,207
再保険借の増加額(△は減少)	—	2,383
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)	—	38,801
供託金の増加額(△は増加)	—	△ 10,000
小 計	—	△ 146,632
利息及び配当金の受取額	—	154
法人税等の支払額	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	—	△ 146,478
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形・無形固定資産の取得による支出	—	△ 16,204
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 16,204
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	—	500,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	—	500,000
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	—	△ 162,688
現金及び現金同等物期首残高	—	—
現金及び現金同等物期末残高	—	337,312

(キャッシュ・フロー計算書に関する注記事項)

1. 現金及び同等物の範囲 (単位:千円)

貸借対照表の「預貯金」勘定	337,312
現金及び現金同等物	337,312

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。



(4) 株主資本等変動

自平成25年4月1日 至平成26年3月31日 (単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額	—	—	—	—	—	—	—
当期純利益 (△当期純損失)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—
当期末残高	—	—	—	—	—	—	—

自平成26年4月1日 至平成27年3月31日 (単位:千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	250,000	250,000	250,000	—	—	500,000	500,000
当期変動額							
当期純利益 (△当期純損失)				△ 89,865	△ 89,865	△ 89,865	△ 89,865
当期変動額合計				△ 89,865	△ 89,865	△ 89,865	△ 89,865
当期末残高	250,000	250,000	250,000	△ 89,865	△ 89,865	410,134	410,134



## 2. 保険金等支払い能力の充実の状況を示す比率

(単位:千円、%)

	平成25年度	平成26年度
(1) ソルベンシー・マージン総額	—	400,540
① 純資産の部の合計額(繰延資産等控除後の額)	—	400,453
② 価格変動準備金	—	—
③ 異常危険準備金	—	87
④ 一般貸倒引当金	—	—
⑤ その他有価証券評価差額(税効果控除前)(99%又は100%)	—	—
⑥ 土地の含み損益(85%又は100%)	—	—
⑦ 契約者配当準備金の一部(除、翌期配当所要額)	—	—
⑧ 将来利益	—	—
⑨ 税効果相当額	—	—
⑩ 負債性資本調達手段等	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号イに掲げるもの(⑩(a))	—	—
告示(第14号)第2条第3項第5号ロに掲げるもの(⑩(b))	—	—
(2) リスクの合計額 $\sqrt{[R_1^2+R_2^2]}+R_3+R_4$	—	5,036
保険リスク相当額	—	1,474
R1 一般保険リスク相当額	—	15
R4 巨大災害リスク相当額	—	1,459
R2 資産運用リスク相当額	—	3,430
価格変動等リスク相当額	—	—
信用リスク相当額	—	3,373
子会社等リスク相当額	—	—
再保険リスク相当額	—	56
再保険回収リスク相当額	—	—
R3 経営管理リスク相当額	—	147
(3) ソルベンシー・マージン比率(1)/{(1/2)×(2)}	—	15,908.3

## 3. 取得価額または契約価額、時価および評価損益

(1) 有価証券

当該事項はありません。

(2) 金銭信託

当該事項はありません。

## 4. 計算書類の会計監査人の監査

当該事項はありません。

## 少額短期保険ハウスガードの現状

平成27年7月発行

少額短期保険ハウスガード株式会社  
〒108-0075 東京都港区港南2-16-1 品川イーストワンタワー  
TEL 03-6718-9240  
<http://www.hg-ssi.com>